

○岐南町下水道工事指定店規程

令和 5 年 9 月 15 日

上下水管規程第 1 号

岐南町下水道工事指定店規程（令和元年上下水管規程10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岐南町下水道条例（平成 3 年岐南町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、岐南町下水道工事指定店（以下「工事指定店」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第 2 条 条例第 8 条第 1 項に規定する下水道工事指定店の指定は、下水道排水設備工事の事業を行う者の申請により行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、岐南町下水道工事指定店指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 個人の場合は、住民票の写し

（2） 法人の場合は、定款及び登記簿の謄本

（3） 次条第 3 号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

（4） 第11条第 1 項の規定により事業所ごとに選任されることとなる下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の名簿（様式第 2 号）及び責任技術者の認定証の写し

（5） 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材に関する機械器具調書（様式第 3 号）

（指定の基準）

第 3 条 町長は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をするものとする。

（1） 事業所ごとに、第11条第 1 項の規定により責任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（2） 建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条の規定による許可を受けていること。

（3） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があ
るもの

(工事指定店証の交付)

第4条 町長は、条例第8条第1項の指定を行ったときは、速やかに工事指定店に岐南町下水道工事指定店指定通知書(様式第4号)にて通知するとともに、岐南町下水道工事指定店証(様式第5号。以下「指定店証」という。)を交付する。

また、岐南町下水道工事指定店名簿(様式第6号)に登録する。

2 工事指定店は、指定店証を汚損又は紛失したときは、工事指定店証再交付申請書(様式第7号)を町長に提出して再交付を申請することができる。

3 工事指定店は、岐南町下水道工事指定店標示板(様式第8号。以下「指定店標示板」という。)を作成し、事務所等の外部の見易い箇所に掲げなければならない。

(指定の有効期間)

第5条 工事指定店の指定の有効期間は、指定の日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、町長はこれを延長し、又は短縮することができる。

(指定の更新)

第6条 工事指定店が、当該指定の有効期間満了に際し、引き続いて工事指定店としての指定を受けようとするときは、その満了の日の2月前までに岐南町下水道工事指定店指定継続申請書(様式第9号)に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の指定の更新を行ったときは、速やかに工事指定店から指定店証を返納させた上で、新たな指定店証を交付するものとする。

(変更等の届出等)

第7条 工事指定店は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は排水設備工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項及び第3項

に定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称、所在地及び電話番号
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 責任技術者の氏名又は責任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に岐南町下水道工事指定店変更届（様式第10号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第3条第3号アからカまでの規定のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、当該事業の廃止、休止又は再開の日から10日以内に岐南町下水道工事指定店廃止・休止・再開届出書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

4 第3条第3号のア、エ、オ、カのいずれかに該当するに至った者は、速やかに町長に申し出なければならない。

（指定の取消し又は停止）

第8条 町長は、工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により条例第8条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条の規定に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において、工事指定店に斟酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

3 町長は、前項の規定により指定の取消し又は停止を行ったときは、岐南町下水道工事指定店取消等通知書（様式第12号）により通知するものとする。

4 指定の取消し又は停止によって生ずる損害については、町長はその責任を負わな

い。

（指定店証の返納）

第9条 工事指定店は、事業の廃止若しくは休止又は前条第1項の指定の取消し若しくは前条第2項の指定の停止を受けたときは、指定店証を町長に返納するものとする。

（指定等の公示）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度告示するものとする。

（1） 第2条第1項の指定をしたとき。

（2） 第6条第1項の指定の更新をしたとき。

（3） 第7条第1項の規定により工事指定店から排水設備工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

（4） 第8条の規定により工事指定店の指定を取り消し、又は停止したとき。

（責任技術者の選任及び責務等）

第11条 工事指定店は、事業所ごとに、責任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

2 前項の責任技術者とは、岐阜県下水道協会の資格認定者名簿に登載された者をいう。

3 工事指定店は、その選任した責任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに責任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

4 工事指定店は、責任技術者を選任し、又は解任したときは、責任技術者選任・解任届出書（様式第13号）により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

5 工事指定店は、責任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の責任技術者が同時に他の事業所の責任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の責任技術者が、当該2以上の事業所の責任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

6 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（管理を含む。）に当たらなければならない。

7 責任技術者は、当該工事において条例第9条第1項に規定する検査を受けるときは、検査に立ち会わなければならない。

(工事指定店の義務)

第12条 工事指定店は、下水道に関する法令並びに条例及びこれに基づく規則等に従うほか、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 排水設備等の工事は適正な工費で、責任技術者の監督のもと誠実かつ迅速に設計及び施工しなければならない。
- (2) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 工事指定店として自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (4) 工事指定店は、条例第9条第1項に規定する検査を受けるときは、当該工事を行った責任技術者を立ち合わせなければならない。
- (5) 検査の結果、工事が不合格と認められたときは、町長の指定する期間内に改修し、再検査を受けなければならない。
- (6) 工事の完了検査合格後1年以内に当該工事に係る箇所が故障した場合は、無償で修繕しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によるものと認められるときは、この限りでない。
- (7) 排水設備等の工事に使用する材料は、町長の指定する規格のもの又は町長の検査に合格したものでなければならない。
- (8) 災害時における復旧その他緊急を要する工事で町長の要請があるときは、これに協力しなければならない。
- (9) 施工した工事について、町長から必要な報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(審査委員会の設置)

第13条 町長は、次に掲げる事項を審査するため、岐南町下水道工事指定店審査委員会(この条において「委員会」という。)を置く。

- (1) 第8条第1項の規定による指定の取消し
- (2) 第8条第2項の規定による指定の停止

2 前項の委員会について必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

岐南町長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

岐南町下水道工事指定店指定申請書

岐南町下水道工事指定店規程第 2 条第 2 項の規定により下水道工事指定店として指定願
いたく関係書類を添えて申請します。

名称又は商号		
主たる事務所・店舗の所在地		
代表者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生

※添付書類

- 1 個人の場合は、住民票の写し、法人の場合は、定款及び登記簿の謄本
- 2 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 3 下水道排水設備工事責任技術者の名簿（様式第 2 号）及び責任技術者の認定証の写し
- 4 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材に関する機械器具調書（様式第 3 号）
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

責 任 技 術 者 名 簿

(あて先)岐南町長

商 号
〒

事業所所在地

電話 ()

代表者氏名

ふ り が な 氏 名	住 所	認 定 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

〔添付書類〕 排水設備責任技術者認定証の写し

様式第3号(第2条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	数 量	備 考

- (注) 1 種別の欄には『管の切断用の機械器具』『測量用の器具』『掘削用の機械器具』『埋め戻し用の機械器具』の別を記入すること。
- 2 名称の欄には金切り鋸等の『管の切断用の機械器具』、レベル、テープ等の『測量用の器具』、スコップ、つるはし等の『掘削用の機械器具』、タンバ等の『埋め戻し用の機械器具』その他これらと同等以上の機能を有するものを記入すること。

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

様

岐南町長

岐南町下水道工事指定店指定通知書

下水道工事指定店に指定しましたので、岐南町下水道工事指定店規程第4条第1項の規定により通知します。

1 指定番号	第 号		
2 指定年月日	年 月 日		
3 指定期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
4 備考	下記にて指定店証を交付します。		
(1) 交付日時	年 月 日	午前・午後	時 ～ 時
(2) 交付場所 岐南町役場			

様式第 5 号(第 4 条関係)

岐南町下水道工事指定店証

指定第 号

住所又は所在地

名称又は商号

氏名又は代表者名

上記の者、岐南町下水道工事指定店として下記期間指定したことを証する。

指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定年月日	年 月 日

岐南町長

様式第 6 号(第 4 条関係)

岐南町下水道工事指定店名簿

指定番号	指定年月日	指定期間	名称又は 商号	住所又は 所在地	氏名又は 代表者名	備考
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				
	・ ・	・ ・ ～ ・ ・				

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

工事指定店証再交付申請書

(あて先)岐南町長

申 請 業 者	ふりがな 指定工事店名 (商 号)	
	ふりがな 代 表 者 氏 名	
	事業所所在地	電話 ()
【理由及び経過説明】 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		

[添付書類]

工事指定店証(汚損した場合)

様式第 8 号(第 4 条関係)

岐南町下水道工事指定店標示板

指	定	第	号				
下	水	道	工	事	指	定	店
岐	南	町					

備 考 1 プラスチック製

2 寸 法 縦 25cm×横 40cm

様式第 9 号(第 6 条関係)

年 月 日

岐南町長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

岐南町下水道工事指定店指定継続申請書

岐南町下水道工事指定店の継続指定を受けたいので、岐南町下水道工事指定店規程第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

名称又は商号		
主たる事務所・店舗の所在地		
代表者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生

※添付書類

- 1 個人の場合は、住民票の写し、法人の場合は、定款及び登記簿の謄本
- 2 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 3 下水道排水設備工事責任技術者の名簿（様式第 2 号）及び責任技術者の認定証の写し
- 4 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材に関する機械器具調書（様式第 3 号）
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第 10 号(第 7 条関係)

年 月 日

岐南町長 宛

住所又は所在地
届出者 名称又は商号
氏名又は代表者名

岐南町下水道工事指定店変更届

次のとおり変更がありましたので、岐南町下水道工事指定店規程第 7 条第 2 項の規定によりお届けします。

指定番号	指定第 号	指定年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日		
変更理由			
変更内容	(変更前)		
	(変更後)		

様式第 11 号(第 7 条関係)

岐南町下水道工事指定店
廃止
休止
再開
届出書

(あて先)岐南町長

年 月 日

届出者

岐南町下水道工事指定店規程第7条第3項の規定により、下水道排水設備

工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

ふりがな 氏名又は名称	
住 所	
ふりがな 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

様式第 12 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

岐南町長

岐南町下水道工事指定店取消等通知書

年 月 日付けで指定した下水道工事指定店は、次のとおり取消(停止)したので、岐南町下水道工事指定店規程第 8 条第 3 項の規定により通知します。

通知区分	☐ 停止 ☐ 取消
通知内容	停止 年 月 日から 年 月 日まで 取消 年 月 日
既に交付した 指定証番号	指定第 号
理由	
通知事項	指定店証を直ちに返還すること。 標示板を取り外すこと。 その他 ()

様式第 13 号(第 11 条関係)

責任技術者選任・解任届出書

(あて先)岐南町長

年 月 日

届出者
氏名又は商号
住 所
代表者氏名

岐南町下水道工事指定店規程第11条第4項の規定により、次のとおり責任技術者の選任・解任の届出をします。

排水設備工事の事業を行う事業所の 名 称		
上記事業所で選任・解任する責任 技 術 者 の 氏 名	責任技術者の認定番号	選任・解任の年月日

様式第 1 号（第 2 条関係）
様式第 2 号（第 2 条関係）
様式第 3 号（第 2 条関係）
様式第 4 号（第 4 条関係）
様式第 5 号（第 4 条関係）
様式第 6 号（第 4 条関係）
様式第 7 号（第 4 条関係）
様式第 8 号（第 4 条関係）
様式第 9 号（第 6 条関係）
様式第 10 号（第 7 条関係）
様式第 11 号（第 7 条関係）
様式第 12 号（第 8 条関係）
様式第 13 号（第 11 条関係）